

第8 定期点検

1 定期点検を実施しなければならない製造所等は、次の表のとおり。

対象となる製造所等	貯蔵し、又は取り扱う危険物の数量等
製 造 所	指定数量の倍数が 10 以上及び地下タンクを有するもの
屋 内 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 150 以上
屋外タンク貯蔵所	指定数量の倍数が 200 以上
屋内タンク貯蔵所	—
地下タンク貯蔵所	全て
簡易タンク貯蔵所	—
移動タンク貯蔵所	全て
屋 外 貯 蔵 所	指定数量の倍数が 100 以上
給 油 取 扱 所	地下タンクを有するもの
販 売 取 扱 所	—
移 送 取 扱 所	全て
一 般 取 扱 所	指定数量の倍数が 10 以上及び地下タンクを有するもの

※ 次の製造所等は除く。

- ・ 鉱山保安法第 19 条第 1 項の規定による保安規程を定めている製造所等
- ・ 火薬類取締法第 28 条第 1 項の規定による危害予防規程を定めている製造所等
- ・ 移送取扱所のうち、配管の延長が 15km を超えるもの及び配管に係る最大常用圧力が 0.95MPa 以上で、かつ、配管の延長が 7km 以上 15km 以下のもの
- ・ 指定数量の倍数が 30 以下で、かつ、引火点が 40 度以上の第 4 類の危険物のみを容器に詰替える一般取扱所（地下タンクを有するものを除く。）

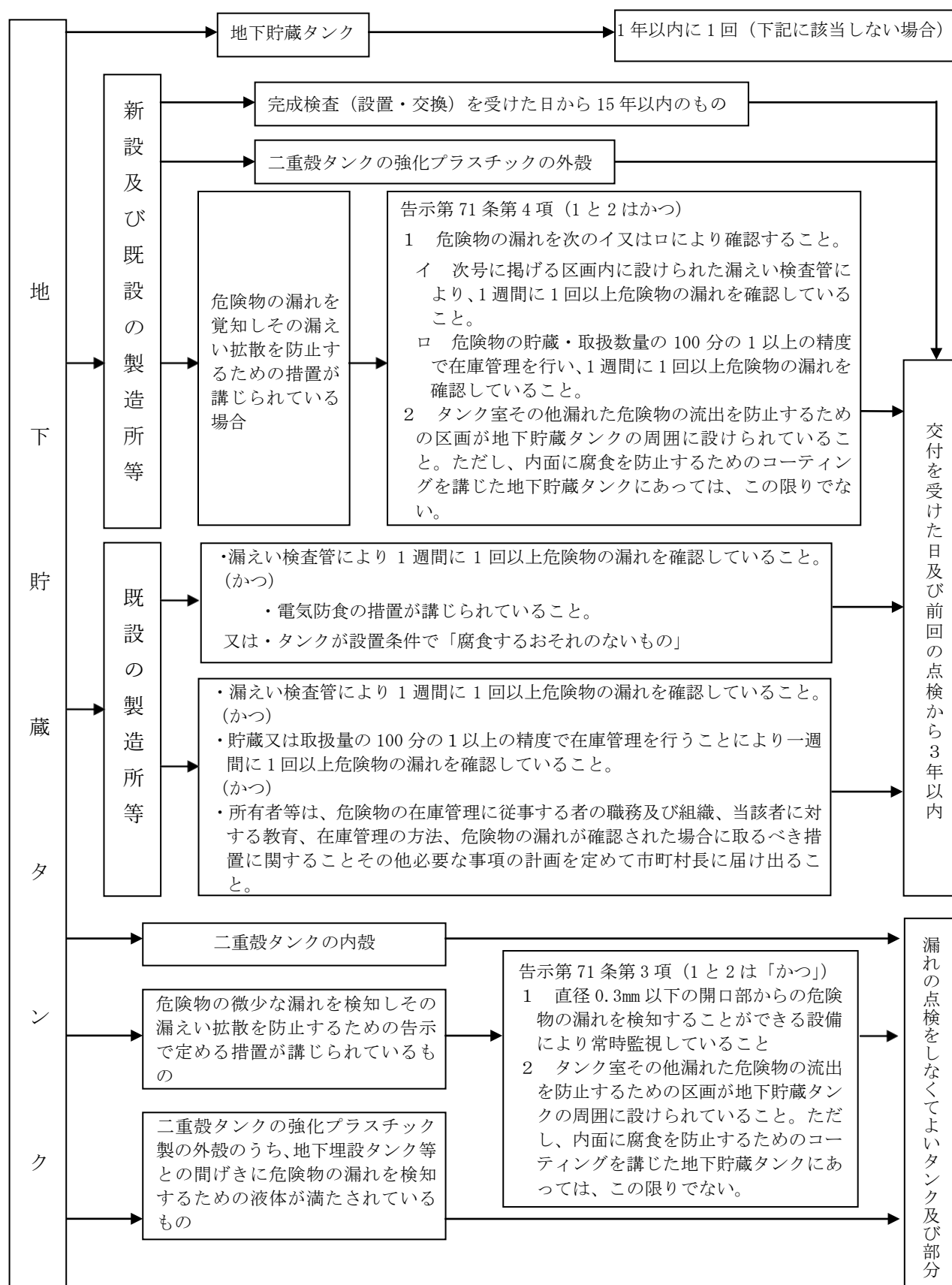
表第 1-8-1

2 製造所等の定期点検の方法については、次の通知等によるものとする。

- (1) 「製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について」(H3. 5. 29 消防危第48号通知、H11. 6. 15 消防危第57号通知、H13. 3. 27 消防危第37号通知、H21. 2. 27 消防危第34号通知) (H22. 12. 28 消防危第297号質疑、H25. 2. 22 消防危第25号質疑)
- (2) 「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(H16. 3. 18 消防危第33号通知、H19. 3. 28 消防危第66号通知、H22. 7. 8 消防危第144号通知)
 なお、地下貯蔵タンク及び地下埋設配管に係る概要については、別添1及び2のとおりである。
- (3) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所におけるパッケージ型固定泡消火設備の泡放出口の機能の適否に関する点検は、水又は不活性ガスの放射により確認することとして差し支えない。
 (H31. 4. 19 消防危第81号通知)

【別添1】

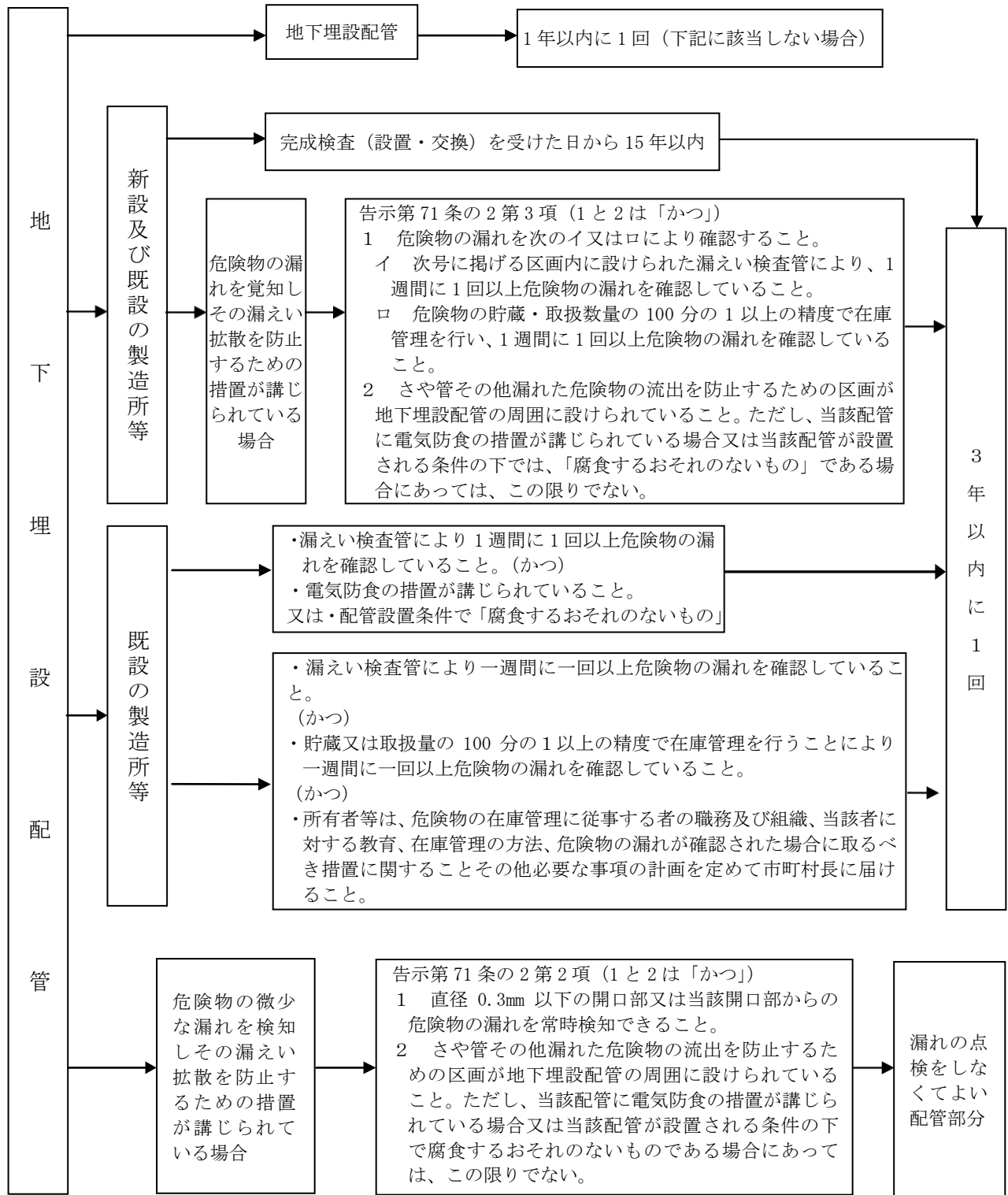
地下貯蔵タンク等の定期点検（漏れの点検）



※既設とは、平成16年3月31日時点で設置の許可を受け、又は許可の申請がされていたもの

【別添2】

地下埋設配管に係る定期点検（漏れの点検）



※既設とは、平成16年3月31日時点で設置の許可を受け、又は許可の申請がされていたもの